

# 役員選考委員会規程

改訂 令和7年4月28日

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ろう者スキー協会（以下、「本協会」という）定款26条で定める役員を、社員総会において選出するために必要な事項を定め、本協会の適切かつ円滑な組織運営を図ることを目的とする。

## (業務)

第2条 役員選考委員会（以下、選考委員会）は、会長の諮問に応じてその内容を審議し、理事会に答申することを業務とする。

## (構成員)

第3条 選考委員会は、加盟チーム毎に代議員の中から1名（役員立候補者を除く）、事務局長1名、外部理事、当協会顧問弁護士1名の合計7名とし、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

## (役職)

第4条 選考委員会に、委員長及び副委員長を置く。

## (選出方法)

第5条 委員長及び副委員長は、構成員の互選により選出する。

## (任務)

第6条 委員長は、選考委員会を代表し統括する。

- 2 副委員長は、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 選考する候補者は、外部理事を除く役員候補者とし、定款25条並びに理事会規程に基づき各加盟チームから公平に2名を選考しなければならない。

## (会議の招集及び議長)

第7条 選考委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 選考委員会は、役員及びその他の関係者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

## (議決)

第8条 選考委員会の議決は、構成員の3分の2以上の者が出席し、その3分の2以上の賛成をもって可決とする。

## (電話及びテレビ会議などの電磁的方法による決議)

第9条 選考委員会全員が、文字チャット会議もしくはテレビ会議などの電磁的方法により理事会を開催し、決議を行うことができる。

- 2 前項の文字チャット会議及びテレビ会議などの電磁的方法により選考委員会を開催する

場合には、各構成員の文字等が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同等に意見表明が互いにできるようにしなければならない。

**(推薦)**

第 10 条 選考委員会は、選考委員会において選考された役員候補者を報告するものとする。

2 会長は、前 1 項で選考された役員候補者を社員総会に推薦する。

**(解散)**

第 11 条 選考委員会は、社員総会において推薦した役員候補者が承認された後に、直ちに解散する。

**(規程外事項)**

第 12 条 この規程に定めのない事項については、事務局長と会長、副会長で決定する。

**(規程の改廃)**

第 13 条 この規程の改廃は、理事会において行う。

**付則**

この規程は令和 4 年 10 月 19 日から施行する。

令和 7 年 4 月 28 日 一部改訂